

平成16年 全国消費実態調査について

本年9月～11月に、全国の約60,000世帯を対象として平成16年全国消費実態調査を行います。

1 調査の概要

全国消費実態調査は、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的として、昭和34年の第1回調査以来5年ごとに実施されており、今回は10回目の調査に当たります。

2 今回調査のねらい

全国消費実態調査は、毎月経常的に調査する家計調査からは得られない詳細な結果を把握するため、調査事項及び調査規模を拡大して実施しているもので、年間収入階級別、世帯主の年齢階級別などの各種世帯属性別のほか、夫婦共働き世帯、母子世帯などの特定世帯の収支状況など、家計の実態を様々な角度からとらえています。

特に今回の調査は、急速に進む高齢化の中で、平成12年の介護保険制度の導入により、要介護者の有無が世帯の経済状況に与える影響が注目されていることから、要介護認定者のいる世帯における家計収支の状況を明らかにします。

また、近年、世帯において、パソコンをはじめとしたIT関連機器の普及が急速に進んでおり、インターネットを介した商品の購入も活発になってきています。このような状況を踏まえ、家計消費行動におけるインターネット利用の実態を明らかにします。

3 調査期日

平成16年9月、10月及び11月の3か月間について行います。

ただし、単身者の世帯は、10月と11月の2か月間について行います。個人収支簿の調査は9月、10月及び11月のうち1か月間について行います。

4 調査の範囲

(1) 調査の地域

すべての市及び約460町村において、平成12年国勢調査調査区の中から一定数の調査区を選定します。

ただし、個人収支簿の調査は、家計調査の調査市町村となっている168市町村において行います。

(2) 調査の対象

調査区内にある二人以上の世帯と単身世帯のうちから選定した世帯を対象とします。

■統計の窓

ただし、個人収支簿の調査は、家計調査の対象市町村内にある二人以上の世帯のうちから選定した世帯を対象とします。

5 調査事項

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 収入及び支出に関する事項 | (5) 借入金残高に関する事項 |
| (2) 主要耐久消費財に関する事項 | (6) 世帯及び世帯員に関する事項 |
| (3) 年間収入に関する事項 | (7) 現住居に関する事項 |
| (4) 貯蓄現在高に関する事項 | (8) 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 |

6 調査方法

調査は次の流れにより、調査員が受け持ちの調査世帯ごとに調査票を配布、取集及び質問することにより行います。



ただし、個人収支簿の調査は次の流れで行います。



7 結果の公表

調査票は、独立行政法人統計センターにおいて集計します。

調査の結果は、総務省統計局において、平成17年夏ごろから報告書の刊行若しくは結果原表の閲覧によって公表するとともに、電子媒体としてインターネットなどにより提供します。

8 結果の利用

- (1) 国民生活の諸問題に対し、国や地方公共団体が行う諸施策の企画・立案
 - 国民生活白書、厚生労働白書などの分析のための基本的な資料
 - 高齢者をめぐる家計の実態を把握し、将来の年金、医療等の社会保障制度のあり方やその水準を検討するための資料
 - 母子世帯などにおける家計収支の状況を把握し、福祉施策などを行うための基礎資料
- (2) 国民所得やその他の国民経済計算の推計や家計資産のマクロ推計、生計費の地域差の測定、消費者物価指数の作成
- (3) 大学や研究機関による家計の所得、消費、貯蓄、資産に関する研究
- (4) 企業による商品やサービスのマーケティング研究